

吸收合併に関する事前開示書面

(会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に定める書面)

平成30年12月6日

北海電気工事株式会社

平成 30 年 12 月 6 日

吸収合併に関する事前開示事項

北海電気工事株式会社
取締役社長 吉本 浩昌

北海電気工事株式会社（以下「当社」または「吸収合併存続会社」といいます。）は、平成 30 年 12 月 5 日に、北海道計器工業株式会社（以下「計器工業」または「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、平成 31 年 4 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件合併に関する会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
別紙 1 「吸収合併契約書」のとおりです。
2. 会社法第 749 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）
別紙 2 「会社法第 749 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」のとおりです。
3. 会社法第 749 条第 1 項第 4 号および第 5 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）
計器工業は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社についての事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 3 のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号イ）

当社は、平成30年12月5日付で、計器工業との間で別紙1の吸収合併契約を締結したほか、ほくでんサービス株式会社（以下「ほくでんサービス」といいます。）との間で当社を吸収分割承継会社、ほくでんサービスを吸収分割会社とする吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結しており、その効力は平成31年4月1日に発生する予定です。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

当社の平成30年3月31日の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ35,218百万円および13,995百万円です。また、本件合併により当社が計器工業から承継する予定の資産および負債の平成30年3月31日現在における帳簿価額は、それぞれ3,009百万円および474百万円です。

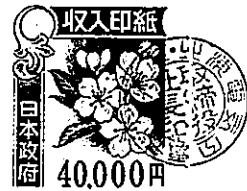
また、平成30年3月31日から現在に至るまで当社および計器工業の資産および負債の額に大きな変動は生じておらず、本件分割および本件合併の効力発生日までに予測される当社の資産および負債の額の変動を考慮しても、本件合併後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、当社の収益状況およびキャッシュフロー等に鑑みて、当社が負担する債務については、本件合併の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙1

吸收合併契約書



吸收合併契約書

北海電気工事株式会社（以下「甲」という）および北海道計器工業株式会社（以下「乙」という）は、甲および乙の吸收合併に関し、平成30年12月5日（以下「本契約締結日」という）付けで、以下のとおり合意し、吸收合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（本吸收合併）

甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として、吸收合併（以下「本吸收合併」という）を行う。

第2条（当事者の商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、以下のとおりである。

（1）甲

商号：北海電気工事株式会社
住所：北海道札幌市白石区菊水二条一丁目8番21号

（2）乙

商号：北海道計器工業株式会社
住所：北海道札幌市西区発寒十四条十三丁目2番12号

第3条（本吸收合併に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

1. 甲は、本吸收合併に際して、本吸收合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主（以下「割当対象株主」という）の所有する乙の普通株式の数に18,52（以下「本合併比率」という）を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本吸收合併に際して、割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って乙の株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（甲の資本金等の額）

本吸收合併により甲の資本金、資本準備金および利益準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

本吸收合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という）は、平成31年4月1日とする。ただし、本吸收合併の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸收合併を行うものとする。ただし、同法第796条第3項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第7条（事業の運営等）

甲および乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行ならびに財産の管理および運営を行うものとする。

第8条（剩余金の配当等）

1. 甲および乙は、次項に定めるものを除き、本契約締結日以降本効力発生日までの間、本効力発生日以前の日を基準日とする剩余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令等に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く）の決議を行ってはならない。
2. 乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間、乙の株主に対して、総額4億円を限度として、剩余金の配当を行うことができる。

第9条（解除）

1. 甲は、乙において本契約に基づく重大な義務違反があり、本契約の目的の達成が困難となった場合には、本効力発生日より前に限り、乙に対して書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
2. 乙は、甲において本契約に基づく重大な義務違反があり、本契約の目的の達成が困難となった場合には、本効力発生日より前に限り、甲に対して書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

第10条（本吸收合併の条件変更および中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸收合併の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲および乙は、誠実に協議し合意の上、本吸收合併の条件その他の本契約の内容を変更し、または本吸收合併を中止することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、(i) 本効力発生日の前日までに、甲または乙の株主総会において、第6条第1項ただし書または同条第2項に定める本契約の承認が得られない場合、(ii) 本効力発生日の前日までに、法令等に定められた本吸收合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、(iii) 第9条の規定により本契約が解除された場合、ならびに(iv) 前条に基づき本吸收合併が中止された場合には、その効力を失う。

第12条（準拠法および管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲および乙は、本契約の履行および解釈に関し紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項その他本吸收合併に関し必要な事項は、本吸收合併の趣旨に従い、甲および乙が誠実に協議し、合意の上、決定するものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月5日

甲：北海道札幌市白石区菊水二条一丁目8番21号
北海電気工事株式会社

取締役社長 吉本 浩昌



乙：北海道札幌市西区発寒十四条十三丁目2番12号
北海道計器工業株式会社

取締役社長 阿部 幹司





会社法第 749 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

1. 吸収合併に際して交付する吸収合併存続会社の株式の数の相当性に関する事項

(1) 本件合併に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	計器工業 (吸収合併消滅会社)
本件合併に係る割当ての内容 (合併比率)	1	18.52

(注 1) 株式の割当比率

当社は、本件合併の効力発生日の直前の時点において北海道電力株式会社（以下「北海道電力」といいます。）が有する計器工業の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 18.52 株を割当て交付いたします。

(注 2) 本件合併により交付する株式数

本件合併により消滅会社である計器工業の株主である北海道電力に交付される当社普通株式 1,000,080 株には、当社が保有する自己株式（平成 30 年 11 月 30 日現在 439,598 株）のうち 430,000 株を充当し、残数については新たに当社普通株式を発行する予定です。

(2) 本件合併に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠および理由

本件合併における株式の割当比率（以下「本件合併比率」といいます。）の公正性・妥当性を担保するため、当社は、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社および計器工業から独立した第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー」といいます。）を任命し、平成 30 年 12 月 4 日付で本件合併に係る合併比率算定書（以下「本件合併比率算定書」といいます。）を取得するとともに、当社および計器工業の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社および計器工業の間で本件合併に関する諸条件について慎重に交渉・協議を重ねました。

なお、計器工業においても、当社および計器工業から独立した第三者機関として、山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサルティング」といいます。）を任命し、平成 30 年 12 月 4 日付で本件合併に係る合併比率算定書を取得しているとのことです。また、併せて、下記（5）記載の利益相反を回避するための措置も講じております。

当社は、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーの分析および意見を参考として、本件合併に関する諸条件について計器工業との間

で慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された本件合併比率は妥当であり、当社の少数株主の利益を損ねるものではないとの判断に至り、本件合併比率により本件合併を行うことを決定いたしました。

② 算定に関する事項

イ 算定機関の名称および当事会社との関係

当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、当社および計器工業から独立した算定機関であり、当社および計器工業の関連当事者には該当せず、本件合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

ロ 算定の概要

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、当社については、当社が札幌証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

計器工業については、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。

当社株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定方法による本件合併比率の算定結果は以下のとおりです。以下の合併比率の算定結果は、本件合併比率の算定レンジを記載したものです。

算定方法		合併比率の算定結果
当社	計器工業	
市場株価法	DCF 法	30.80 ~ 42.20
DCF 法	DCF 法	18.65 ~ 34.88

市場株価法では、当社について、平成 30 年 12 月 4 日を基準日として、当社株式の札幌証券取引所における基準日である平成 30 年 12 月 4 日の終値、平成 30 年 11 月 5 日から基準日までの直近 1 か月間の終値単純平均値、平成 30 年 9 月 5 日から基準日までの直近 3 か月間の終値単純平均値および平成 30 年 6 月 5 日から基準日までの直近 6 か月間の終値単純平均値を用いて評価を行いました。

DCF 法では、当社について、当社の事業計画、直近までの業績動向等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価し、継続価値の算定については永久成長率法により算出しております。割引率は 5.0%~7.0% を使用しており、永久成長率は▲0.

25%～0.25%を使用しております。また、計器工業について、計器工業の事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した計器工業の財務予測に基づき、計器工業が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価し、継続価値の算定については永久成長率法により算出しております。割引率は4.9%～6.9%を使用しており、永久成長率は▲0.25%～0.25%を使用しております。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーが DCF 法による算定の前提とした計器工業の財務予測において、大幅な減益が見込まれている事業年度が含まれております。これは主として、スマートメーターの普及等の市場環境の変化により主力事業の収益の減少を見込んでいるためです。当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はございません。当社および計器工業の財務予測は本件合併の実施を前提としたものではありません。

なお、上記の算定結果は、本件合併の効力発生日に先立ち、計器工業により総額4億円の剰余金の配当が行われることを前提としております。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、本件合併比率の算定に際して、当社および計器工業から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社および計器工業とそれらの関係会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または算定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーの合併比率の算定は、平成30年12月4日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社および計器工業の財務予測については、当社および計器工業により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、当社はデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから本件合併比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方、山田コンサルティングは、当社については、当社が札幌証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行っているとのことです。

計器工業については、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行っているとのことです。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結

果は以下のとおりとのことです。以下の合併比率の算定結果は、本件合併比率の算定レンジを記載したものです。

採用手法		合併比率の算定結果
当社	計器工業	
市場株価法	DCF 法	20.86 ~ 23.59
DCF 法	DCF 法	16.55 ~ 22.08

市場株価法では、当社について、平成 30 年 12 月 4 日を基準日として、当社株式の札幌証券取引所における基準日の終値、平成 30 年 11 月 5 日から基準日までの直近 1 か月間の終値単純平均値、平成 30 年 9 月 5 日から基準日までの直近 3 か月間の終値単純平均値および平成 30 年 6 月 5 日から基準日までの直近 6 か月間の終値単純平均値を用いて評価を行っているとのことです。

DCF 法では、当社について、当社の事業計画、直近までの業績動向等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価し、継続価値の算定については永久成長率法により算出したとのことです。また、計器工業について、計器工業の事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した計器工業の財務予測に基づき、計器工業が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価し、継続価値の算定については永久成長率法により算出したとのことです。なお、山田コンサルティングが DCF 法による算定の前提とした計器工業の財務予測において、大幅な減益が見込まれている事業年度が含まれているとのことです。これは主として、スマートメーターの普及等の市場環境の変化により主力事業の収益の減少により、平成 31 年 3 月期の営業利益は平成 30 年 3 月期と比較し、240 百万の減益を見込んでいるとのことです。他方、当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はないとのことであり、両社の財務予測は本件合併の実施を前提としたものではないとのことです。

山田コンサルティングは、本件合併比率の算定に際して、当社および計器工業から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にこれらの正確性および完全性の検証を行っていないとのことです。また、当社および計器工業とそれらの関係会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、または査定を実施しておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っていないとのことです。山田コンサルティングの合併比率の算定は、平成 30 年 12 月 4 日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、計器工業の財務予測

については、計器工業により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としているとのことです。

なお、計器工業は山田コンサルティングから本件合併比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

(3) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本件合併における吸収合併存続会社である当社の普通株式は、本件合併の効力発生日以降も引き続き、札幌証券取引所市場において上場を維持する見込みです。

(4) 公正性を担保するための措置

当社および計器工業の主要株主である北海道電力は、当社の発行済株式総数の51.1%を、計器工業の発行済株式総数の100%を保有していることから、本件合併は当社にとって同一の親会社をもつ会社等との取引に当たり、支配株主との重要な取引等に該当いたします。そのため、当社は本件合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

当社は、本件合併の公正性を担保するため、当社および計器工業から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから本件合併比率算定書の提出を受けております。当社は、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーの分析および意見を参考として、計器工業との交渉・協議を行い、その結果合意された本件合併比率は妥当であり、当社の株主の利益に資するものであると判断し、本件合併を行うことを取締役会で決議いたしました。

なお、当社はデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから本件合併比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、計器工業は、本件合併の公正性を担保するため、当社および計器工業から独立した算定機関であり、当社および計器工業の関連当事者には該当せず、かつ本件合併に関して記載すべき重要な利害関係を有していない山田コンサルティンググループより合併比率算定書を取得しているとのことです。

② 独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会の意思決定過程における公正性および適正性を確保するため、当社は、当社および計器工業から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を任命し、取締役会の意思決定の方法・過程その他留意点等に関する法的助言を得ております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、本件合併に関して当社および計器工業との間で記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本件合併は、本件分割と同時に実施され、両社は一連の取引（以下本件合併と本件分割を総称して「本件統合」といいます。）を成し、また、北海道電力は当社の発行済株式総数の51.1%を、計器工業の発行済株式総数の100%を保有しており、本件統合は当社にとって同一の親会社をもつ会社等との取引に当たり、支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

① 利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、本件統合が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、平成30年6月21日、支配株主である北海道電力との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所代表）、長谷川臣介氏（公認会計士・税理士、長谷川公認会計士事務所代表）および中村栄作氏（当社社外取締役）の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本件統合を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(i) 本件統合の目的は合理的か（本件統合が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、(ii) 本件統合の条件（本件合併により計器工業の株主に交付される対価および本件分割によりほくでんサービスに交付される対価を含む。）の公正性が確保されているか、(iii) 本件統合において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、および、(iv) 上記(i)から(iii)を踏まえ、本件統合を行うとの決議を当社の取締役会が行うことが、当社の少数株主にとって不利益なものであるか否か、に関する意見を諮問しました。

第三者委員会は、平成30年9月12日から平成30年11月30日までに、会合を合計5回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて隨時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、当社、計器工業およびほくでんサービス（以下、総称して「統合3社」といいます。）へのインタビューにおいて、ほくでんグループの概要、当社の概要および事業概要、当社の近時の業績、当社の中期計画の概要、当社の中期計画に基づく今後の事業展開・業績予想、本件統合の概要、本件統合のメリットおよびデメリット、本件統合によるシナジー、北海道電力による当社に対する経営関与の状況、本件統合に関する交渉過程その他の本件統合に関連する事項について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施したほか、統合3社から提供を受けた関連書類等の精査を実施しております。

また、当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから本件合併比率および本件分割に係る割当株式数の評価に關

する説明を、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本件統合に関する手続面における公正性を担保する措置の内容ならびに本件統合に係る当社の取締役会の意思決定の方法および過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けております。

第三者委員会は、以上のような経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、上記諮問事項について慎重に協議および検討した結果、平成30年12月4日に、本件統合を行うとの決議を当社の取締役会が行うことは当社の少数株主にとって不利益なものでない、と認められる旨を内容とする答申書を当社の取締役会に対して提出しております。

② 利害関係を有する取締役および監査役を除く取締役全員の承認ならびに監査役全員の異議がない旨の意見

平成30年12月5日開催の当社の取締役会では、利益相反を回避する観点から、当社の取締役のうち北海道電力の代表取締役を兼任している藤井裕氏、同社執行役員を兼任している奥村敦史氏および平成30年6月まで同社執行役員であった中村満氏は、本件統合に関する審議および決議には参加しておらず、藤井裕氏、奥村敦史氏および中村満氏を除く当社の全ての取締役8名の全員一致で、本件統合に関する決議を行いました。また、同取締役会では、当社の監査役のうち北海道電力の常任監査役を兼任している古郡宏章氏は、本件統合に関する審議には参加しておらず、同氏を除く当社の監査役3名の全員が、いずれも本件統合に関する決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち藤井裕氏、奥村敦史氏および中村満氏は、本件統合に関し利害が相反または相反するおそれがあるため、上記のとおり当社の取締役会における本件統合に関するすべての審議および決議に参加しておらず、また、当社の立場において本件統合に関する計器工業およびほくでんサービスとの協議および交渉に参加しておりません。

③ 独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会決議の方法、第三者委員会の設置および運営その他の利益相反を回避するための措置に関して、統合3社との間で重要な利害関係を有しない独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から法的助言を受けております。なお、計器工業およびほくでんサービスは、統合3社との間で重要な利害関係を有しない独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所から法的助言を受けているとのことです。

2. 吸収合併の対価として当該種類の財産を選択した理由

当社の普通株式は、札幌証券取引所において取引されており、本件合併後において市場における取引機会が確保されていることから、本件合併の対価として当社の普通株式を交付することにいたしました。

3. 吸収合併存続会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本件合併により、増加する当社の資本金および準備金の額は、以下のとおりです。下記の資本金および準備金の額は、当社の財務状況、その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

- ① 資本金： 0円
- ② 資本準備金： 0円
- ③ 利益準備金： 0円

別紙3

吸收合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 84 期 報 告 書

平 成 29 年 度

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

札幌市西区発寒 14 条 13 丁目 2 番 12 号

 北海道計器工業株式会社

本書は原本と相違ありません。

平成 30 年 11 月 19 日

札幌市西区発寒 14 条 13 丁目 2 番 12 号
北海道計器工業株式会社
取締役社長 阿 部 幹





事業報告

[平成 29 年 4 月 1 日から
平成 30 年 3 月 31 日まで]

I. 株式会社の状況に関する重要な事項

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の北海道経済は、災害復旧関連に伴う公共投資による押し上げ効果に加えて、設備投資や観光消費の増大、個人消費の持ち直しなどを背景に緩やかな回復基調が続いております。

一方、当社の最大の顧客である北海道電力㈱は、增收増益となったものの販売電力量の減少が続く中、経営全般にわたる効率化に加え、さらなる収益拡大が求められており、依然、厳しい状況にあります。

そのような状況下、当社は、タイムスイッチの製造・販売が終息するなど従来型計測器類の製造・修理に係る事業が一層縮小する中、スマートメーターの製造機種拡大、高圧全数自動検針化工事・発電所取引用計量装置設置工事の受注に加え、計測器校正試験の受注拡大に向けた積極的な営業活動を展開するなど収益拡大に取り組むとともに、生産性の向上などによる一層のコストダウンにも取り組んできました。

また、昨年 7 月、当社は北海道電力㈱の送配電部門をサポートする会社のひとつとして同じ役割を持つ北海電気工事㈱、ほくでんサービス㈱との配電機能の再編・統合に向けて検討を開始することを決定し、北海道電力㈱およびこれら 2 社とともに平成 31 年 4 月の再編・統合を目指して検討を重ねております。

以上、当期の事業経過により、営業収益(売上高)は、前期比 456,627 千円(12.4%)減の 8,216,968 千円となり、営業費用は前期比 368,282 千円(11.0%)減の 2,950,143 千円となりました。

その結果、経常利益は 283,139 千円、法人税等充当後の当期純利益は、182,085 千円となり、減収減益の決算となりました。

(2) 対処すべき課題

平成 30 年度の北海道経済は、建設投資を中心とした設備投資の増加に加え、個人消費が底堅く推移することが見込まれ、緩やかな回復基調を維持する見通しであります。

北海道電力(株)においては、電力需給及び収支・財務面の改善に寄与する泊発電所の 1 日も早い再稼働が依然、重要・不可欠な状況に変わりありません。

また、今年度も電力小売全面自由化後の競争が一層激化することが想定され、これ

に打ち勝つため、効果的な販売戦略と価格競争力の向上が急務となっております。

当社としては、グループとしての競争力強化に向け、昨年より検討を開始したグループ3社による配電機能の再編・統合の実現に向けた取り組みを続けて行くとともに当社の事業が統合先会社の事業の柱となるよう既存事業の拡大・新規事業の開発や業務効率化・コスト低減をさらに推進し、経営基盤を一層強化していく所存であります。

(3) 設備投資等の状況

設備投資総額 43,062 千円

①当事業年度中に完成した主要設備

スマートメーター出荷設定管理システム改良	6,991 千円
保護继電器試験器	8,220 千円
リース車両 (2台)	9,636 千円

(4) 資金調達の状況

①借入金

借入額	30,000 千円
返済額	30,000 千円

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	平成26年度 第81期	平成27年度 第82期	平成28年度 第83期	平成29年度 第84期
営業収益(売上高) (千円)	3,821,551	3,471,794	3,673,595	3,216,968
経常利益(千円)	48,897	449,139	347,703	283,139
当期純利益又は当期 純損失(△)(千円)	24,280	296,217	218,253	182,085
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失(△)(円)	449.64	5,485.51	4,041.73	3,871.96
総資産(千円)	2,357,025	2,725,832	2,891,246	3,009,171

(6) 重要な親会社

①親会社との関係

当社の親会社は北海道電力株式会社で、当社の株式 54,000 株（出資比率 100%）を保有しております。

親会社に対する売上高は 2,474,466 千円です。

(7) 主要な事業内容

- ①電力量計の整備、製造、販売ならびに検定に係る事業
- ②電気機器の製造、修理および販売
- ③電力量計、継電器等施設に関する工事、試験

(8) 主要な事業所

名称	所在地
本社	札幌市西区発寒 14 条 13 丁目 2 番 12 号

(9) 従業員の状況

従業員数 (平均年齢)	前期末比増減数
169 名 (49.4 歳)	17 名減

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 54,000 株
- (2) 株主数 1 名
- (3) 株主名 北海道電力株式会社

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
阿部幹司	取締役社長 (代表取締役)	
岡村一郎	常務取締役 (総務部長)	
平山 均	取締役 (工事部長)	
奥村敦史	取締役	北海道電力株式会社 配電部長
古郡宏章	監査役	北海道電力株式会社 常任監査役 (常勤)

(注) 1. 北海道電力株式会社は、当社の親会社であります。

II. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

会社法および会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進いたします。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・取締役会を原則として、4月、5月、6月、7月、10月、1月および3月に開催

し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督する。

- ・社長、常勤取締役、部長等で構成する経営会議を原則として毎週1回開催し、経営全般に関する方針、計画および業務執行に関する重要事項を審議する。
- ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報について、保存期間および管理方法等を定めた社内規範に基づき、適切に保存・管理する。

(3) リスク管理に関する規程その他の体制

- ・経営会議において、経営に重大な影響を及ぼすリスクの把握、対応策の立案、実施およびその確認を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営会議等において、経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
- ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮命令系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。
- ・社業の円滑な運営と効率的推進に寄与することを目的として、内部監査を実施する。

(5) 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令および企業倫理等の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、コンプライアンスなどに関する相談窓口を置き、適切に運用する。
- ・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査を実施する。

(6) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・グループ本社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づきグループ本社およびグループ各社との密接な連携のもと業務を執行する。
- ・グループ本社が定めるグループのコンプライアンス等に関する方針のもと、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。

(7) 取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制

- ・法令に定められる事項について、株主に定期的もしくは都度報告する。

(8) 当社の取締役および従業員が当社の監査役に、ならびに当社の取締役、監査役、および従業員がグループ本社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役および従業員は、法令に定められる事項に加え、当社の社内規範に基づき重要な会計に関する事項について、当社の監査役に定期的もしくは都度報告する。
- ・当社の取締役、監査役および従業員は、法令に定められる事項に加え、グループで共有する規範に基づき重要な業務執行に関する事項について、グループ本社の監査役に定期的もしくは都度報告する。
- ・当社およびグループ本社の監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けることがないように適切に対応する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社監査役から会計に関して取締役等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
- ・当社監査役が職務執行のために請求した費用等については、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要がないと認められる場合を除き、これを負担する。
- ・当社の取締役および従業員は、重要な業務執行に関する事項について、必要に応じて監査役への情報提供を適切に行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した業務の適正を確保するための体制(1)～(9)に従って、事業活動を推進してまいりました。以下、その概要を報告いたします。

取締役の職務の執行については、取締役会および経営会議を適切に開催し、その記録は社内規範に基づき保存・管理しております。

また、経営方針等を定め方針管理システムのもとで業務を執行しました。

コンプライアンスに関しては、「ほくでんグループCSR行動憲章」に基づき、「コンプライアンス行動指針」を制定し、従業員教育・研修の実施を通じて徹底を図るとともに、内部監査を実施する等、事業活動における法令・企業倫理等の遵守、不正防止に向けた全社活動を推進しました。

当社監査役は、取締役会に出席する他、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類などを閲覧、業務及び財産の調査等により会計に関する事項について監査しました。

グループ本社の監査役へも当社取締役から重要な業務執行に関する事項について報告をしました。

以上のとおりですが、詳細については、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針チェックリスト」を作成し取締役会で確認をしました。

以上

貸 借 対 照 表

平成30年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,513,795	流動負債	396,670
現金預金	187,079	買掛	179,293
売掛金	374,661	1年内返済予定リース債務	4,045
諸未収入金	19,936	未払金	67,664
商品及び製品	46,031	未払費用	35,375
原材料及び貯蔵品	21,029	未払税金	11,154
仕掛け品	1,333	賞与引当金	93,475
前払費用	11,061	預り金	5,635
短期貸付金	810,000	仮受	26
繰延税金資産	35,473		
未収還付法人税等	1,903	固定負債	77,031
仮払金	4,291	リース債務	9,870
その他流動資産	1,113	繰延税金負債	17,274
貸倒引当金(貸方)	△ 120	退職給付引当金	24,986
		役員退職慰労引当金	24,900
固定資産	1,495,376		
有形固定資産	1,371,222	負債合計	473,701
建築物	702,848	(純資産の部)	
機械装置	8,388	株主資本	2,534,543
車両運搬器具	131,622	資本剰余金	30,000
器具備品	904	利益準備金	2,504,543
土地	26,348	その他利益剰余金	7,500
リース資産	488,541	任意積立金	2,497,043
	12,568	繰越利益剰余金	700,000
無形固定資産	2,201	評価・換算差額等	1,797,043
電話加入権	1,396	その他有価証券評価差額金	926
特許権	730		926
意匠権	73		
投資その他の資産	121,953		
投資有価証券	3,465		
長期前払費用	801		
前払年金費用	116,757		
その他の投資	927	純資産合計	2,535,469
資産合計	3,009,171	負債・純資産合計	3,009,171

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

平成29年4月 1日から
平成30年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,216,968
売 上 原 價		2,647,213
売 上 総 利 益		569,755
販売費及び一般管理費		302,930
営 業 利 益		266,824
営 業 外 受 益		
受 取 利 息	1,627	
雜 収 益	16,884	18,511
営 業 外 費 用	5	
支 払 利 息	2	
雜 損 失	2,195	2,197
經 常 利 益		283,139
税引前当期純利益		283,139
法 人 税 等		53,262
法 人 税 等 調 整 額		47,790
当 期 純 利 益		182,085

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本 合 計	評価・換算 差額等	純資產 合 計			
	資本金	利 益 剰 余 金		その他利益剰余金						
		利 益 準備金	任 意 積 立 金	繰 越 利 潟 剰 余 金						
当 期 首 残 高	30,000	7,500	700,000	1,617,657	2,355,157	222	2,355,379			
当 期 変 動 額										
積立金積立（取崩）	—	—	—	—	—	—	—			
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△ 2,700	△ 2,700	—	△ 2,700			
当 期 純 利 益	—	—	—	182,085	182,085	—	182,085			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	703	703			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	179,385	179,385	703	180,089			
当 期 末 残 高	30,000	7,500	700,000	1,797,043	2,534,543	926	2,535,469			

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法(定額法)

その他の債券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

建物および構築物については法人税法に規定する方法と同一基準による定額法、その他有形固定資産については法人税法に規定する方法と同一基準による定率法を採用しております。

ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備および構築物については定率法を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・
リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期対応額を計上しております。

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期対応額を計上しております。

③退職給付引当金および前払年金費用

計算は簡便法により行っており、退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、社員については、当期末の年金資産が退職給付債務を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

④役員退職慰労引当金

内規により必要額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税については、全額費用として処理しております。

②連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度を適用しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 54,000株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,700千円	50円	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700千円	50円	平成30年3月31日	平成30年6月29日

監査報告書

私は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第84期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第34条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿またはこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について、検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成30年5月10日

北海道計器工業株式会社

監査役 古郡宏



